特別清算開始

令和７年（ヒ）第９号

新潟県十日町市松之山湯本55番地１
清算株式会社　株式会社ガイドライン整理ＭＴＹ
代表清算人　小野塚健一
１　決定年月日　令和８年２月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

新潟地方裁判所高田支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１２号

北九州市若松区童子丸２丁目４番７号
清算株式会社　福岡ＫＫ株式会社
１　決定年月日　令和８年２月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１３号

金沢市進和町19番地２
清算株式会社　株式会社ＭＦ
代表清算人　福島　照夫
１　決定年月日　令和８年２月13日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　定義

１　本協定において、後記２に記載の⑴ないし⑿の債権者を協定債権者とし、うち⑸ないし⑿の債権者を金融機関協定債権者という。

２　協定債権者の有する協定債権のうち、元本部分を協定債権元本といい、その額は次のとおりである。

⑴　債権者　株式会社ＭＰ
協定債権元本額　１億4721万7716円

⑵　債権者　福島正人
協定債権元本額　3028万2150円

⑶　債権者　福島照夫
協定債権元本額　3000万円

⑷　債権者　福島裕子
協定債権元本額　８万円

⑸　債権者　株式会社商工組合中央金庫
協定債権元本額　12億3254万7761円

⑹　債権者　株式会社日本政策金融公庫
協定債権元本額　５億1093万0291円

⑺　債権者　株式会社北國銀行
協定債権元本額　４億8929万1680円

⑻　債権者　金沢信用金庫
協定債権元本額　４億2687万5050円

⑼　債権者　株式会社三菱ＵＦＪ銀行
協定債権元本額　１億0479万9626円

⑽　債権者　株式会社北陸銀行
協定債権元本額　6096万9961円

⑾　債権者　石川県信用保証協会
協定債権元本額　5148万3951円

⑿　債権者　アイ・アール債権回収株式会社
協定債権元本額　1854万9099円

第２　協定債権の放棄

協定債権者は、協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息・遅延損害金を含む。）につき、特別清算開始決定の前後のいずれに発生したかを問わず、本協定の認可決定が確定した日に全て放棄する。

第３　新たな財産が発見された場合の取扱い

前記第２の放棄の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、金融機関協定債権者の協定債権元本に対し、協定債権元本額の割合に応じて弁済する。この場合において、金融機関協定債権者が前記第２により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で、遡って効力を失うものとする。

金沢地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１４号

金沢市進和町19番地２
清算株式会社　株式会社ＭＰ
代表清算人　福島　照夫
１　決定年月日　令和８年２月13日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　定義

１　本協定において、後記２に記載の⑴ないし⑺の債権者を協定債権者とし、うち⑶ないし⑺の債権者を金融機関協定債権者という。

２　協定債権者の有する協定債権のうち、元本部分を協定債権元本といい、その額は次のとおりである。

⑴　債権者　株式会社ＭＦ
協定債権元本額　13億4506万3865円

⑵　債権者　福島裕子
協定債権元本額　６万円

⑶　債権者　株式会社商工組合中央金庫
協定債権元本額　５億7483万5471円

⑷　債権者　株式会社日本政策金融公庫
協定債権元本額　４億5866万2641円

⑸　債権者　株式会社北國銀行
協定債権元本額　２億7595万9757円

⑹　債権者　金沢信用金庫
協定債権元本額　１億6753万4988円

⑺　債権者　石川県信用保証協会
協定債権元本額　１億0044万4298円

第２　協定債権の放棄

協定債権者は、協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息・遅延損害金を含む。）につき、特別清算開始決定の前後のいずれに発生したかを問わず、本協定の認可決定が確定した日に全て放棄する。

第３　新たな財産が発見された場合の取扱い

前記第２の放棄の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、金融機関協定債権者の協定債権元本に対し、協定債権元本額の割合に応じて弁済する。この場合において、金融機関協定債権者が前記第２により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で、遡って効力を失うものとする。

金沢地方裁判所民事部

再生手続開始

再生計画認可